

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月1日

【発行者名】 RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ
(RBS (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ロルナ・キャシディ
(Lorna Cassidy)
ディレクター レヴェル・ウッド
(Revel Wood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826
ガスペリッシュ通り 33番
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド
(Arcus Japan Long/Short Fund)
(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称すること
がある。)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
リテイル・クラス証券について、1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月29日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、また原届出書の添付書類の一部が変更されましたので、変更された添付書類を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

(注) _____ の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

日本国内における申込手数料は、以下の通りである。

申込口数		申込手数料
10口以上	3万口未満	申込金額の <u>3.15%</u> ^(注) （税抜3.0%）
3万口以上	10万口未満	申込金額の <u>2.625%</u> ^(注) （税抜2.5%）
10万口以上		申込金額の <u>2.10%</u> ^(注) （税抜2.0%）

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(5%)を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。8%となった場合には、当該料率に応じた手数料となる。以下同じ。

< 訂正後 >

日本国内における申込手数料は、以下の通りである。

申込口数		申込手数料
10口以上	3万口未満	申込金額の <u>3.24%</u> （税抜3.0%）
3万口以上	10万口未満	申込金額の <u>2.70%</u> （税抜2.5%）
10万口以上		申込金額の <u>2.16%</u> （税抜2.0%）

(10) 払込取扱場所

< 訂正前 >

(前 略)

各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、適用ある評価日から起算して5営業日以内の日(以下「払込期日」という。)に保管受託銀行のファンド口座に円貨で払い込まれる。

< 訂正後 >

(前 略)

各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、適用ある評価日から起算して5営業日以内の日(以下「払込期日」という。)にノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch)^(注)(以下「保管受託銀行」という。)のファンド口座に円貨で払い込まれる。

(注) ファンドの保管受託銀行は、平成26年9月1日付で、バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)からノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch)に変更された。以下同じ。

(12) その他

< 訂正前 >

(前 略)

(b) 引受等の概要

(中 略)

()販売会社は、直接または販売会社以外の販売取扱会社(以下販売会社とともに「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求のバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(以下「管理事務代行会社」という。)への取次ぎを行う。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

(b) 引受等の概要

(中 略)

()販売会社は、直接または販売会社以外の販売取扱会社(以下販売会社とともに「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求のノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)(注)(以下「管理事務代行会社」という。)への取次ぎを行う。

(注) ファンドの管理事務代行会社は、平成26年9月1日付で、バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)からノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)に変更された。以下同じ。

(後 略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

（前 略）

平成26年2月19日 ファンドの改訂約款締結(平成26年2月28日効力発生)

<訂正後>

（前 略）

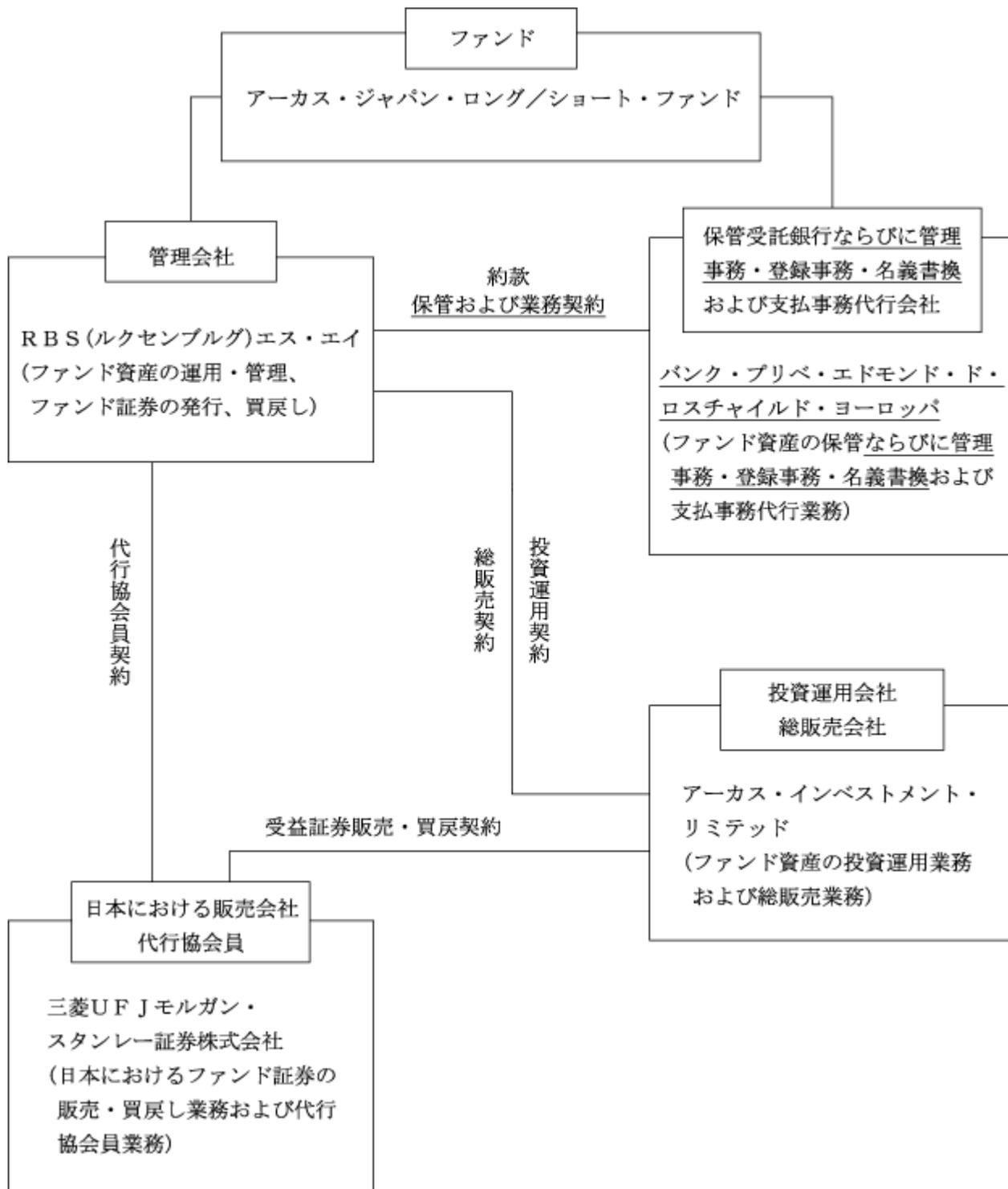
平成26年2月19日 ファンドの改訂約款締結(平成26年2月28日効力発生)

平成26年8月21日 ファンドの改訂約款締結(平成26年9月1日効力発生)

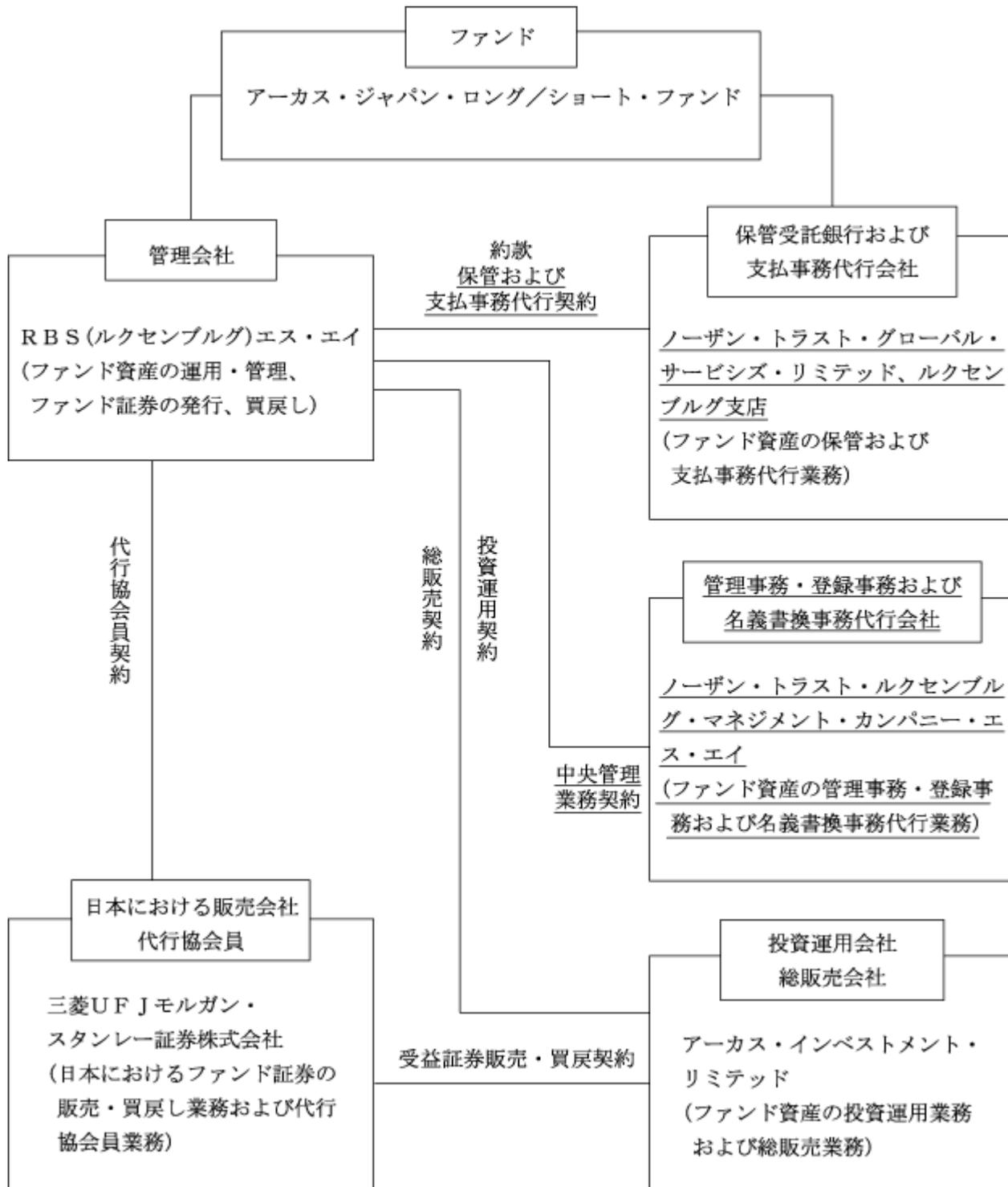
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



<訂正後>



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (RBS(Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成26年2月19日付(平成26年2月28日効力発生)で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロ スチャイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)	保管受託銀行ならび に管理事務・登録事 務・名義書換および 支払事務代行会社	平成24年8月27日付(平成24年8月31日効力発生)で管理会社との間で保管および業務契約(注1)を締結。ファンド資産の保管業務ならびに管理事務・登録事務・名義書換および支払事務代行業務などについて規定している。
アーカス・インベストメント・リミ テッド (Arcus Investment Limited)	投資運用会社および 総販売会社	平成23年2月3日付(平成23年2月28日効力発生)で管理会社との間で投資運用契約(注2)を締結。ファンド資産の投資運用業務等について規定している。 平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で管理会社との間で総販売契約を締結。総販売業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	日本における代行協 会員および販売会社	平成11年3月31日付で旧管理会社との間で代行協会員契約(平成23年2月17日付(平成23年2月28日効力発生)の管理会社および旧管理会社との間の代行協会員契約更改契約により更改済。)(注3)ならびに平成23年2月17日付(平成23年2月28日効力発生)で総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

(注1) 保管および業務契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約し、また管理会社によって任命された管理事務・登録事務・名義書換および支払事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱いならびに純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいう。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券を販売会社が日本の法令・規則およびファンドの目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (RBS(Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成26年8月21日付(平成26年9月1日効力発生)で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
<u>ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch)</u>	保管受託銀行および支払事務代行会社	平成26年9月1日発効で管理会社との間で保管および支払事務代行契約(注1)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務代行業務等について規定している。
<u>ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)</u>	管理事務・登録事務および名義書換事務代行会社	平成26年9月1日発効で管理会社との間で中央管理業務契約(注2)を締結。ファンド資産の管理事務・登録事務および名義書換事務代行業務等について規定している。
アーカス・インベストメント・リミテッド (Arcus Investment Limited)	投資運用会社および総販売会社	平成23年2月3日付(平成23年2月28日効力発生)で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。ファンド資産の投資運用業務等について規定している。 平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で管理会社との間で総販売契約を締結。総販売業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における代行協会員および販売会社	平成11年3月31日付で旧管理会社との間で代行協会員契約(平成23年2月17日付(平成23年2月28日効力発生)の管理会社および旧管理会社との間の代行協会員契約更改契約により更改済。)(注4)ならびに平成23年2月17日付(平成23年2月28日効力発生)で総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。日本における代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

- (注1) 保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約し、また管理会社によって任命された支払事務代行会社が、支払事務代行業務等を行うことを約する契約をいう。
- (注2) 中央管理業務契約とは、管理会社によって任命された管理事務・登録事務および名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しおよび転換の取扱いならびに純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいう。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券を販売会社が日本の法令・規則およびファンドの目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

管理会社の概要

()事業の目的

< 訂正前 >

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)に関する法律、規則および管理規定との調整をはかる2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会通達(2009/65/EC)(改正済)(以下「UCITS通達」という。)にしたがって認可されたUCITSおよびその他の投資信託(「UCI」)の創設、販売、管理および運用を行う。

さらに一般的に、管理会社は、2010年法第15章、パート に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

< 訂正後 >

管理会社の目的は、随時改正される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州閣僚理事会の2009/65/EC通達(以下「UCITS通達」という。)に従って認可されたUCITS、随時改正されるオルタナティブ投資信託運用者に関する2011年6月8日付欧州閣僚理事会の2011/61/EU通達の意義の範囲におけるオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)およびその他の投資信託(以下「UCI」という。)の創設および管理を行うことである。さらに一般的に、管理会社は、常に2010年法第15章および別表 ならびにオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日の法律の別表 に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接的または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

(5) 開示制度の概要

(b) 日本における開示

監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

< 訂正前 >

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等を通じてこれを閲覧することができる。

(後 略)

< 訂正後 >

ファンドのために行為する管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等を通じてこれを閲覧することができる。

(後 略)

2 投資方針

(5) 投資制限

< 訂正前 >

（前 略）

1. 適格資産への投資

（中 略）

(D)()管理会社は、ファンドのために、管理会社が当該発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

（中 略）

()第三国において設立された会社の資本として保有される株式。かかる会社は、その資産を主に、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資することとし、当該国の制定法に基づき、かかる保有が、当該国の発行体の証券に対しファンドが投資することができる唯一の方法とする。ただし、かかる会社が、その投資方針において、2010年法第43条、第46条、第48条(1)および(2)に規定された制限を遵守することを条件とする。

（中 略）

4. 特別な投資技法および手段

許容される取引

2010年法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法(注)の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、および(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定ならびに()欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)のETFおよびその他のUCITS銘柄についてのガイドライン(ESMA/2012/832EL)に関する金融監督委員会通達13/559およびそれらに関連する金融監督委員会通達(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引(総称して「EPM(企業パフォーマンス管理)取引」という。)を行うことができる。

管理会社は、現在、ファンドのためにEPM取引を締結することを意図していない。しかしながら、管理会社が将来ファンドのためにEPM取引を利用することを意図する場合、当該事項について十分な情報を開示するため、ESMAのETFおよびその他のUCITS銘柄に関するガイドラインおよびそれらに関連する金融監督委員会通達に準拠し、英文目論見書は更新される。適用される範囲において、適用法令およびファンドの英文目論見書の詳細な記載にしたがい、当該取引の取引相手方から担保として資産を受領することができる。

(注) 2002年法は撤廃され、2010年法に代替された。

担保物件管理

有価証券の貸付取引、逆現先売買契約および通貨先物以外の店頭デリバティブ取引の取引相手方から受領する資産は、担保を設定する。

証券貸付運用の過程において、ファンドは、リスク・エクスポージャーを軽減するため、もしあれば、適切な担保を受領するものとする。かかる担保は、取引期間中随時、貸付証券の総額の少なくとも90%に相当する額でなければならない。

担保は、適用ある規定基準、とりわけETFおよびその他のUCITS銘柄についてのESMAガイドラインに関する金融監督委員会通達13/559を遵守するものとする。

かかる担保は、(i)流動性のある資産、および/または(ii)OECD加盟国もしくはその地方公共機関またはEU内の国際機関および事業体により発行または保証される債券、(iii)日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(iv)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券/株式、(v)規制された市場またはOECD加盟国の証券取引所において認可または取引されている株式(ただし主要指数に含まれているものとする。)に投資するUCITSにより発行された株式または受益証券、(vi)(iv)および(v)に記載される特色を有する債券および株式への直接投資の形で付与されなければならない。

担保は、日々評価されなければならない。担保は、金融監督委員会通達08/356および13/559の制限および条件の範囲で再投資することができる。

担保は、流動性、評価、発行体の信用度、相関関係および担保の分散を含む適用ある規制基準に合致している場合、取引相手方のエクスポージャー全体に対し補正することができる。

かかるいずれかの取引に関してファンドが受領した現金以外の担保について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。担保の補正において、担保価額は、エクスポージャー額および担保額の短期変動を規定する一定の料率(「ヘアカット」)まで減じることができる。

ヘアカットの水準は、受領した担保の種類(株式または債券)、発行体の種類(政府または法人)、取引とその受領した担保との相関関係、エクスポージャー額および担保額の短期変動など、それらに限定されないさまざまな要素により変動する。担保水準は、取引相手方の純エクスポージャーが投資制限1.(C)(i)に記載される制限内となるよう維持されるべきである。

場合により、EPM取引に関連してファンドによって受領された担保金は、ファンドの投資目的に一致した形態で以下に掲げるものに再投資される。(a)加盟国内に登記上の事務所を有する金融機関または第三国に所在する金融機関(ただし第三国に所在する金融機関は、欧州連合の法律に定められたものと同等と金融監督委員会通達によりみなされたプルーデンシャル規制に従わなくてはならない。)の預入金、(b)良質の政府債、(c)売戻契約取引(ただし、健全性に関する監督を遵守し、管理会社がいつでも発生主義での現金全額をいつでも回収可能な金融機関との取引)の目的での使用、(d)欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義についてのガイドラインに定義される短期マネー・マーケット投資信託。再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される様々な要件にしたがって、分散されるべきである。

5. その他

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

1. 適格資産への投資

(中 略)

(D)()管理会社は、ファンドのために、管理会社が当該発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

(中 略)

()第三国において設立された会社の資本として保有される株式。かかる会社は、その資産を主に、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資することとし、当該国の制定法に基づき、かかる保有が、当該国の発行体の証券に対し、管理会社がファンドのために、投資することができる唯一の方法とする。ただし、かかる会社が、その投資方針において、2010年法第43条、第46条、第48条(1)および(2)に規定された制限を遵守することを条件とする。

(中 略)

4. 特別な投資技法および手段

許容される取引

2010年法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法(注)の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定ならびに()欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)のETFおよびその他のUCITS銘柄についてのガイドライン(ESMA/2012/832EN)に関する金融監督委員会通達13/559およびそれらに関連する金融監督委員会通達(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引(総称して「EPM(企業パフォーマンス管理)取引」という。)を行うことができる。

(注) 2002年法は撤廃され、2010年法に代替された。

管理会社は、現在、ファンドのためにEPM取引を締結することを意図していない。しかしながら、管理会社が将来ファンドのためにEPM取引を利用することを意図する場合、当該事項について十分な情報を開示するため、ESMAのETFおよびその他のUCITS銘柄に関するガイドラインおよびそれらに関連する金融監督委員会通達に準拠し、英文目論見書は更新される。

管理会社は、ファンドのために、担保を受領するOTCデリバティブ取引を締結することを意図していない。そのため、管理会社は、現在、ファンドのための担保またはヘアカット方針を有していない。いずれの場合も、OTCデリバティブ取引に関する取引相手方リスクは、投資制限、1 適格資産への投資、(C)(i)項に記載される制限に従って制限される。

5. その他

(後 略)

3 投資リスク

リスク要因

< 訂正前 >

（前 略）

- 取引相手方の債務リスクおよび投資家への収益への影響

トータル・リターン・スワップを含む店頭取引を締結する場合、直接の取引相手方が取引上の債務を遂行しないリスクおよびその結果損失を被るリスクがある。ファンドは、信用力がある取引相手方とのみ取引を締結することができる。取引相手方信用リスクの軽減に努めるが、取引相手方が債務不履行とならず、ファンドがその結果損失を被らないという保証はない。

（中 略）

- 管理事務代行会社、登録事務・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社への依存

管理会社は、管理事務代行会社、登録事務・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に対し、ファンドの受益証券の純資産価額の計算を含む様々な職務を委任した。このため、ファンドは、管理事務代行会社の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、重大な過失が生じた場合には、結果的に純資産価額の計算に遅れを生じ、ファンドおよび受益者が二次的損失を被る可能性がある。

- 保管受託銀行への依存

管理会社は、ルクセンブルグ法により要求される保管職務(ファンド資産の保管または当該資産を保管するための取引銀行の任命を含む。)を履行するため保管受託銀行を任命した。このため、ファンドは、保管受託銀行の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、保管受託銀行による重大な過失は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすことがある。

（中 略）

- 報酬体系

ファンドの投資方針および投資制限は、オープン・エンド型のその他の投資法人の投資証券または投資信託受益証券への投資の可能性を定めており、かかる投資は、サービス提供者によりファンドおよび投資ファンドの両方に手数料が課され重複して経費が発生することがある。これらの経費には、保管受託銀行に限らず、管理事務代行報酬および管理報酬ならびにその他の運営費用も含まれる。

- EPM取引に伴う一定のリスク

一般

投資制限4.に記載される技法および手段の使用は一定のリスクを伴い、かかるリスクの一部について下記の段落に記載しているが、かかる技法および手段の使用によって目的が達成されることは保証できない。

規則は、ファンドのために上記取引の一つを行う管理会社に対して、その取引相手方のエクスポージャーを低減するために十分な担保を受領することを要求するが、かかる取引相手方のエクスポージャーを完全にカバーすることまでは強制しない。そのために、ファンドには純取引相手方リスクにさらされる余地が残されることになり、投資者は、関連する取引相手方が債務不履行となった場合、結果的に損失が発生する可能性があることに留意すべきである。

任意および非任意的なレポおよびリバース・レポ取引

ファンドが買主となるリバース・レポ取引およびレポ取引権付売却に関して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。(A)証券の購入先である取引相手方が破産した場合、当該証券の価格決定の不正確さ、不利な市場価格の変動、かかる証券の発行体の信用格付けの悪化またはかかる証券が取引される市場の流動性を主な原因として、購入された当該証券の価額が当初支払った現金の額を下回るリスクがあること、および(B)過度な規模または期間の取引に現金を固定することおよび/または満期時に現金の回収が遅延することにより、ファンドが償還請求、証券の購入または、より一般的に、再投資に応じることを制限する可能性がある。

ファンドが売主となるレポ取引およびレポ取引権付売却に関して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。(A)証券の売却先である取引相手方が破産した場合、市場において当該証券の価額が上昇したことまたはかかる証券の発行体の信用格付けが改善したことを主な原因として、取引相手方に対して売却された当該証券の価額が当初受領した現金を上回るリスクがあること、および(B)過度な規模または期間の取引に投資ポジションを固定することおよび/または満期時において売却された証券の回収が遅延することにより、ファンドが証券の売却に基づく交付義務または償還請求から生じた支払義務に応じることを制限する可能性がある。

さらに、レポおよびリバース・レポ取引も、場合により、ファンドを、任意的な金融商品または先渡デリバティブ金融商品に伴うリスクと同様のリスクにさらす。かかるリスクは、「投資リスク」の他の箇所でさらに説明されている。

証券の貸付け

証券貸付取引に関連して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。(A)ファンドによって貸付けられた証券の借主がかかる証券を返還しなかった場合、価格決定の不正確さ、不利な市場動向、受領した担保の発行体の信用格付けの悪化、または当該担保が取引される市場の流動性を主な原因として、受領した担保の実現価額が当該貸付証券の価額を下回るリスクがあること、および(B)当該貸付証券の返還が遅延することにより、ファンドが証券の売却に基づく交付義務および、場合によっては、最終的に、償還請求から生じた支払義務に応じることを制限する可能性がある。

現金の再投資

担保金の再投資の場合、担保金が再投資される資産が、ファンドの直接投資に関連する「投資リスク」の他の箇所でさらに説明されているリスクと同一のリスクに服するため、かかる再投資から得られる額は、返還される担保の額を下回る可能性があり、そのため、かかる再投資により、対応するリスクを伴うレバレッジならびに損失およびボラティリティのリスクが発生する。

< 訂正後 >

（前 略）

- 取引相手方の債務リスクおよび投資家への収益への影響

トータル・リターン・スワップを含む店頭取引を締結する場合、直接の取引相手方が取引上の債務を遂行しないリスクおよびその結果損失を被るリスクがある。管理会社は、ファンドのために、信用力がある取引相手方とのみ取引を締結することができる。取引相手方信用リスクの軽減に努めるが、取引相手方が債務不履行とならず、ファンドがその結果損失を被らないという保証はない。

（中 略）

- 管理事務代行会社ならびに登録事務および名義書換事務代行会社への依存

管理会社は、管理事務代行会社ならびに登録事務および名義書換事務代行会社に対し、ファンドの受益証券の純資産価額の計算を含む様々な職務を委任した。このため、ファンドは、管理事務代行会社の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、重大な過失が生じた場合には、結果的に純資産価額の計算に遅れを生じ、ファンドおよび受益者が二次的損失を被る可能性がある。

- 保管受託銀行への依存

管理会社は、ルクセンブルグ法により要求される保管職務(ファンド資産の保管または当該資産を保管するための取引銀行の任命を含む。)を履行するため保管受託銀行を任命した。このため、ファンドは、保管受託銀行の合理的注意義務を履行した職務遂行に依存しており、保管受託銀行による重大な過失は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすことがある。ファンドの当座預金内の現金は保管受託銀行のバランス・シート上に計上され、保管受託銀行が破綻した場合、保護されないことがある。

（中 略）

- 報酬体系

ファンドの投資方針および投資制限は、オープン・エンド型のその他の投資法人の投資証券または投資信託受益証券への投資の可能性を定めており、かかる投資は、サービス提供者によりファンドおよび投資ファンドの両方に手数料が課され重複して経費が発生することがある。これらの経費には、保管受託銀行に限らず、管理事務代行報酬および管理報酬ならびにその他の運営費用も含まれる。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

日本国内における販売手数料は、以下の通りである。

販売口数		販売手数料
10口以上	3万口未満	申込金額の <u>3.15%</u> (税抜3.0%)
3万口以上	10万口未満	申込金額の <u>2.625%</u> (税抜2.5%)
10万口以上		申込金額の <u>2.10%</u> (税抜2.0%)

<訂正後>

日本国内における販売手数料は、以下の通りである。

販売口数		販売手数料
10口以上	3万口未満	申込金額の <u>3.24%</u> (税抜3.0%)
3万口以上	10万口未満	申込金額の <u>2.70%</u> (税抜2.5%)
10万口以上		申込金額の <u>2.16%</u> (税抜2.0%)

(3) 転換手数料

海外における転換手数料

<訂正前>

受益者が転換を希望するクラス(投資されるクラス)の受益証券の1口当り純資産価格の2%を上限とする転換手数料が、転換費用を賄うため課される。

<訂正後>

該当事項なし。

(4) 管理報酬等

<訂正前>

(a) 管理会社および投資運用会社の報酬

(中 略)

管理会社は、上記管理報酬から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者(保管受託銀行ならびに管理事務、登録事務、名義書換事務および支払事務代行会社を除く。)に対する報酬および費用を支払うものとする。

(中 略)

リストラクティッド・クラス証券については実績報酬は課されない。

平成25年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した実績報酬および投資運用報酬は156,789,076円および25,077,688円であった。

(中 略)

(c) 中央管理報酬および保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグにおける通常の慣行に従いファンド資産から、四半期毎にファンドの平均純資産総額の年率0.3%以内の保管報酬(最低額25,000ユーロ)を受領する。

また、電話、テレックス、電報、郵便費用等を含む保管受託銀行のすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、ファンドが負担する。

平成25年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した中央管理報酬および保管報酬は、9,114,152円であった。

< 訂正後 >

(a) 管理会社および投資運用会社の報酬

(中 略)

管理会社は、上記管理報酬総額から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者(保管受託銀行および支払事務代行会社ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務代行会社を除く。)に対する報酬および費用を支払うものとする。

(中 略)

リストラクティッド・クラス証券については実績報酬は課されない。

実績報酬の計算モデルは、ファンドの実績が個別の買付数により加重される、リターン方式の金額加重レートに基づく。そのようなものとして、投資者は、その個別の投資額の実績が、他の投資者の買付または買戻し行動に影響を受けることがあることに留意しなくてはならない。

平成25年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した実績報酬および投資運用報酬は156,789,076円および25,077,688円であった。

(中 略)

(c) 保管報酬

保管および支払事務代行契約に基づき、保管受託銀行は、管理会社と合意した報酬体系に従い、投資国によって変動する料率の年次保管報酬を受領する。保管報酬は、ファンドに代わって管理会社より毎月末に支払われ、前日の純資産総額および当該月に処理された取引数を基準に各評価日に発生する。合意された体系に従って計算される保管報酬は、ファンドの純資産総額の年率0.02%を超えないものとする。保管報酬に加え、保管受託銀行はファンドの取引に関する銀行手数料を別途受領することができる。かかる報酬は、管理会社および保管受託銀行が合意した場合は、現行の市場慣行を反映し、随時増額することができる。

(d) 管理事務代行報酬

中央管理業務契約に基づき、管理事務代行会社は、管理会社と合意した報酬体系に従い、年次管理事務代行報酬を受領する。管理事務代行報酬は、ファンドに代わって管理会社より毎月末に支払われ、前日の純資産総額を基準に各評価日に発生する。合意された体系に従って計算される管理事務代行報酬は、ファンドの純資産総額の年率0.08%を超えない(最低年額50,000米ドル)ものとする。

かかる報酬は、管理会社および管理事務代行会社が合意した場合は、現行の市場慣行を反映し、随時増額することができる。さらに、管理事務代行会社は追加の取引手数料および管理費を請求することができる。

平成25年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した中央管理報酬および保管報酬は、9,114,152円であった。

(5) その他の手数料等

< 訂正前 >

(前 略)

(八) 管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社の合理的な額の実費

(二) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。

(ホ) 受益証券券面の印刷費用。

(ハ) ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し提出する費用。

(中 略)

・一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。

投資運用会社は、ファンドのキー・インベスター・インフォメーション書面の作成および継続的更新に係る費用等、ファンドの一定のUCITS関連費用を負担することができる。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

(八) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。

(二) ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し提出する費用。

(中 略)

- ・一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用。
- ・取引実行および投資調査のためブローカーに支払われるすべての手数料。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。

投資運用会社は、ファンドのキー・インベスター・インフォメーション書面の作成および継続的更新に係る費用等、ファンドの一定のUCITS関連費用を負担することができる。

ファンドは、管理会社の取締役または役員としてファンドのために行為したことを理由に当事者となった裁判、訴訟または訴訟手続きに関し、管理会社のいずれの取締役または役員、ならびにそれらの相続人、遺言執行人および遺産管理人により合理的に負担された費用を補償する。ただし、当該裁判、訴訟または訴訟手続きにおいて、同氏が、その重大な過失または故意の不正行為について責任を有すると最終的に判断された事項を除くものとする。和解の場合は、いずれの補償も、そのカウンセルにより、補償を受ける者がかかる不履行を行っていない旨をファンドが助言された和解にかかわる事項に関してのみ提供される。前記補償権限は、同氏が権利を有する他の権限を含まないものとする。

(後 略)

(6) 課税上の取扱い

(b) ルクセンブルグ

< 訂正前 >

(前 略)

2005法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人によって定義されまたは2005法で定められた個人もしくは残余事業体(支払代理人により実行された本人確認手続の結果、ルクセンブルグ以外のEU加盟国、EU加盟国の属領または連合地域(ジャージー、ガンジー、マン島、モンセラト、英領ヴァージン諸島、アルバ、キュラソー、シントマルテン島、ボネール島、シント・ユースタティウス島およびサバ島)の居住者または当該国が設立地であると確認または擬制された者もしくは事業体。)に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払いは、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受益権者が、ルクセンブルグにおける関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の詳細をその居住国もしくは設立国またはみなし居住国もしくは設立国の金融当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、または、関連する支払代理人に対して、自国の金融当局による納税証明書を2005法によって要求される方式で提供している場合はこの限りではない。ルクセンブルグ政府は、2015年1月1日効力発生で、源泉徴収制度に情報自動交換を選択することを、2013年4月10日に宣言した。必要な改正法令は当該日までに可決される必要がある。

2005年法にしたがって、適用される源泉課税は35%である。

管理会社はファンドのため、投資予定者により提供された情報が2005年法により必要とされる基準に合致しない場合、受益証券の申込を拒否する権利を留保する。

上記は、貯蓄課税指令および2005年法の施行の概要であり、その現行の説明に基づいて記載しているが、すべての事項を完全には記載していない。投資または税務についての助言ではなく、投資者は、貯蓄課税指令および2005年法の自己への影響について自らの財務または税務アドバイザーに助言を求めべきである。

< 訂正後 >

(前 略)

2005年法に基づき、加盟国はその他の加盟国に居住する自然人に対し、支払代理人(貯蓄課税指令に定義される。)によりその管轄地において支払われる利息の支払いおよびその他の同様の収益についての情報を別の加盟国の税務当局に提供する必要がある。ルクセンブルグは経過期間において、代わりに源泉徴収制度を選択した。

2005年法にしたがって、適用される源泉課税は35%である。

管理会社はファンドのため、投資予定者により提供された情報が2005年法により必要とされる基準に合致しない場合、受益証券の申込を拒否する権利を留保する。

貯蓄課税指令を改正する通達(理事会指令2014/48/EU)が、2014年3月24日に採択された。当該改正通達は、貯蓄課税指令の範囲、特に15%の限度が消滅したが、ルクセンブルグを含むEU加盟国に15%の限度を維持することを選択する可能性が残されていることが明記され、拡大されている。当該改正通達は、2016年1月1日までにルクセンブルグ法に置き換えられなければならない。

2013年4月10日に、ルクセンブルグ政府は、2015年1月1日効力発生で、源泉徴収制度に情報自動交換を選択することを宣言した。2014年3月18日、源泉課税制度を情報交換に代替するための法案6668号がルクセンブルグ議会において発表された。かかる法案が施行された場合、源泉徴収税は消滅する。

上記は、貯蓄課税指令および2005年法の施行の概要であり、その現行の説明に基づいて記載しているが、すべての事項を完全には記載していない。投資または税務についての助言ではなく、投資者は、貯蓄課税指令および2005年法の自己への影響について自らの財務または税務アドバイザーに助言を求めるべきである。

FATCA

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）は、2010年追加雇用対策法の一部として、2010年に米国において制定された。FATCAは、米国外の金融機関（以下「FFI」という。）に対して、「特定米国人」により保有される「金融口座」の情報を、米国税務当局である内国歳入庁に年次ベースで提供することを義務付ける。当該義務を遵守しない場合、いずれのFFIも一定の米国源泉所得に30%の源泉徴収税を課される。2014年3月28日にルクセンブルグ大公国は、米国と政府間モデル協定（以下「IGA」という。）および協定引受覚書を締結した。従って、FATCAを施行する米国財務省規定を直接遵守するのではなく、FATCA規定を遵守するためIGAがルクセンブルグの法律に施行された時点で、ファンドは、かかるルクセンブルグIGAを遵守しなければならない。IGAに基づき、管理会社は、ファンドに代わって、FATCA目的のため、特定米国人である直接的および間接的な受益者（以下「報告口座」という。）を確認するための情報集約を義務付けられることがある。ファンドに提供される報告口座に関するかかる情報はいずれも、1996年4月3日にルクセンブルグにおいて締結された米国およびルクセンブルグ大公国間の二重課税防止協定第28条にしたがって、米国政府に自動的にその情報は交換され、ルクセンブルグ税務当局と共有される。管理会社は、ファンドに代わって、FATCAに準拠しているとみなされているルクセンブルグIGAの規定を遵守する予定であり、従って商品に帰属し、ファンドの米国投資とみなされるかかる支払いについて、ファンドの受益証券に関し30%の源泉徴収は課されない。管理会社は、ファンドに代わって、FATCAおよびとりわけルクセンブルグIGAが設定する要件の範囲を継続的に算定する。ルクセンブルグIGA締結日からルクセンブルグ大公国がIGAの効力発生に必要な国家的な手続きを施行するまで、米国財務省は、ファンドをFATCA課税を遵守し、義務がないものとして取扱う。

前記に従って、ファンドのFATCAおよびルクセンブルグIGAの遵守を確保するため、管理会社は、ファンドの管理会社としての立場で、

- a. 情報もしくはW-8納税申告用紙を含む書類、グローバルな仲介業者識別番号、または適用ある場合、当該受益者のFATCAの立場を確定するためのその他の適法な証拠を請求することができ、
- b. 受益者の口座がルクセンブルグIGAに基づき米国報告口座であるとみなされる場合は、受益者およびそのファンドの口座保有に関する情報をルクセンブルグ税務当局に報告することができ、

- c. FATCAおよびルクセンブルグIGAに従って、ファンドによりまたはファンドに代わって受益者になされる一定の支払いから適用ある米国源泉課税を控除することができ、また
- d. かかる収益の支払いに関し発生する課税および報告に必要とされる一定の米国源泉所得について、直接の支払者の当該個人情報を公表することができる。

第2 管理及び運営

1 申込 (販売) 手続等

(1) 海外における販売手続等

< 訂正前 >

(前 略)

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に該当クラスの通貨で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理事務代行会社を通じて管理会社によって発行される。

(中 略)

リテイル証券は、あらゆる投資者に販売される。インスティテューショナル証券は、2010年法第174条の規定において「機関投資家」に対してのみにだけ募集される。

(中 略)

受益者が券面の受領を選択しない限り、受益権の確認書のみが送付される。確認書および(発行される場合)券面は、保管受託銀行が買付代金を受領した場合、管理会社または、その代理人により交付される。

ファンドのすべての受益証券は記名式でのみ発行される。管理会社は、受益者名簿をその登録上の事務所に保管する責任を有する。

受益証券は、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行営業日(「評価日」)に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。

券面が発行されている場合、各券面には管理会社および保管受託銀行の署名が必要であるが、当該両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、券面の発行を請求しないものとみなされ、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

(中 略)

受益証券はアメリカ合衆国証券法に基づき登録されておらず、ファンドは投資会社法に基づき登録されていない。受益証券は、アメリカ合衆国、その領地および属領において、アメリカ合衆国証券法および投資会社法または追加雇用対策法の一部として制定された外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)の一定の規定の登録および要件を免除された管理会社の事前の同意ある一部の適格アメリカ合衆国機関を除き、米国人(アメリカ合衆国証券法レギュレーションSまたはFATCAに定義される。)(以下「米国人」という。))に対し、直接または間接的に募集、販売、譲渡または交付されない。米国人への受益証券の販売および譲渡は制限され、管理会社は、かかる法律および当該所有制限を遵守することが適切であると判断する場合には、米国人により保有されている受益証券を買い戻し、米国人への譲渡の登録を拒否することができる。

ファンド証券または確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、管理会社または保管受託銀行の事務所において、申込者またはその取引銀行に交付される。

(中 略)

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達撲滅

国際法およびルクセンブルグの法令(2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の撲滅に関する法律によるが、それに限定されない。)ならびに監督官庁の通達にしたがって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の目的で投資信託を用いることを防止するため、財務部門のすべての専門家に責任が課せられている。かかる規定の結果、集団投資を目的としたルクセンブルグにおける事業の登録事務代行会社は、申込者の身元確認を行わなければならない。管理事務代行会社は、リスクに基づく手法に従って、申込者に対して、容認できる身元証明の提出を要求する場合があります。法的主体である申込者に対しては、商業登記機関による抄本もしくは定款またはその他の公的文書の提出を要求する場合があります。いずれの場合においても、管理事務代行会社は、該当する法律上および規制上の要件に遵守するために、いつでも追加の文書を要求することができる。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、該当クラスの1口当り純資産価格が決定される評価日から起算し5評価日以内に該当クラスの通貨で行う。受益証券の支払遅延により発生する利息およびその他の費用は該当受益者に課される。

ファンド証券は、管理会社により買付申込みが受諾された投資者に対し、管理事務代行会社を通じて管理会社によって発行される。

(中 略)

リテイル証券は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を通して、日本の投資者に販売される。

インスティテューショナル証券は、2010年法第174条の規定において「機関投資家」に対してのみにだけ募集される。

（中 略）

全額払込済のファンドのすべての受益証券は、記名式でのみ発行される。管理会社は、受益者名簿をその登録上の事務所に保管する責任を有する。

受益証券は、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行営業日（「評価日」）に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。疑義を避けるため、ルクセンブルグにおける半日営業日は、営業休業とみなされ、銀行営業日ではない。

（中 略）

受益証券はアメリカ合衆国証券法に基づき登録されておらず、ファンドは投資会社法に基づき登録されていない。受益証券は、アメリカ合衆国、その領地および属領において、アメリカ合衆国証券法および投資会社法または追加雇用対策法の一部として制定された外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）の一定の規定の登録および要件を免除された管理会社および保管受託銀行の事前の同意ある一部の適格アメリカ合衆国機関を除き、米国人（アメリカ合衆国証券法レギュレーションSまたはFATCAに定義される。）（以下「米国人」という。）に対し、直接または間接的に募集、販売、譲渡または交付されない。米国人への受益証券の販売および譲渡は制限され、管理会社は、かかる法律および当該所有制限を遵守することが適切であると判断する場合には、米国人により保有されている受益証券を買い戻し、米国人への譲渡の登録を拒否することができる。

確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、申込書に記載された連絡先に従い、受益証券の申込者に送付、メール送信またはファックスされる。

（中 略）

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達撲滅

国際法およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の撲滅に関する法律によるが、それに限定されない。）ならびに監督官庁の通達にしたがって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の目的で投資信託を用いることを防止するため、財務部門のすべての専門家に責任が課せられている。かかる規定の結果、集団投資を目的としたルクセンブルグにおける事業の登録事務代行会社は、申込者の身元確認を行わなければならない。管理事務代行会社は、リスクに基づく手法に従って、申込者に対して、容認できる身元証明の提出を要求する場合があります、法的主体である申込者に対しては、商業登記機関による抄本もしくは定款および/またはその他の公的文書の提出を要求する場合があります。いずれの場合においても、管理事務代行会社は、該当する法律上および規制上の要件に遵守するために、いつでも追加の文書を要求することができる。

（後 略）

(2) 日本における販売手続等

< 訂正前 >

(前 略)

日本国内における申込手数料は、以下の通りである。

申込口数	申込手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の <u>3.15%</u> (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の <u>2.625%</u> (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の <u>2.10%</u> (税抜2.0%)

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

日本国内における申込手数料は、以下の通りである。

申込口数	申込手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の <u>3.24%</u> (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の <u>2.70%</u> (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の <u>2.16%</u> (税抜2.0%)

(後 略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

(前 略)

買戻請求は、管理事務代行会社を通じて管理会社に対して書面で行う。

ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理事務代行会社が、管理会社のために、ルクセンブルグ時間正午までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日の該当クラスのファンド証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻請求は、受益証券の受領を条件として(発行されている場合)、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻手数料はない。

(中 略)

買戻代金(買戻し手数料控除後(ある場合))の支払は、買戻請求が受諾(券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。)された日から起算して最大5評価日までに保管受託銀行またはその指図人により該当クラスの通貨で行われる。

(中 略)

管理会社は、また、以下の受益者について、全受益証券を強制的に買戻す権限を有する。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

買戻請求は、管理事務代行会社に対して書面で行う。ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理事務代行会社が、管理会社のために、ルクセンブルグ時間正午までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日の該当クラスのファンド証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻手数料はない。

(中 略)

買戻代金(買戻し手数料控除後(ある場合))の支払は、該当クラスの1口当り純資産価格が決定される評価日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその指図人により該当クラスの通貨で行われる。

(中 略)

適用法に基づく債務に加え、ファンドの受益証券の取得を禁じられている各受益者は、関連する受益者が、適格投資家としての地位を不当に証明するような、誤認もしくは不正な書類を準備し、または誤認もしくは不正な表明を行った場合、またはかかる地位喪失について管理会社に通知を怠った場合、管理会社、その他の受益者および管理会社の代理人に、当該保有に由来するか、または当該保有に関係する、損害、損失、経費および負債(とりわけFATCA要件から派生する税債務を含む。)から、免責および保護される。

管理会社は、また、以下の受益者について、全受益証券を強制的に買戻す権限を有する。

(後 略)

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

日本における受益者は、評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。買戻請求には、手数料は課されない。

（後 略）

<訂正後>

日本における受益者は、評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。買戻請求には、手数料は課されない。

（後 略）

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

(前 略)

ファンド証券1口当り純資産価格は、ファンドのため、管理会社が決定する該当通貨の最小単位に四捨五入することができる。1口当り純資産価格の決定時に、ファンドの投資先の大部分の取引が行われているか、相場付けされる市場相場に重大な変更があった場合、管理会社は、ファンドのために、受益者およびファンドの利益を保護するため、該当評価日に受領したすべての申込みに対し、第一評価を取消し、第二評価を実施することができる。

(中 略)

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

(中 略)

(e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質、実際のまたは偶発的なファンドその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、設立費、管理会社、投資顧問会社または投資運用会社に支払われる報酬、サービス提供会社および役員、会計法人、保管銀行およびその取引銀行、所在地事務、登録事務および名義書換事務代行会社または支払代行会社および登録地における恒久的代理人に支払われる報酬ならびに費用(実費を含むがそれらに限定されない。)、証券取引所もしくはその他の規制ある市場における受益証券の上場に関し、もしくは相場獲得のため負担される手数料および費用、ルクセンブルグおよびルクセンブルグ国外における法律および税務顧問に対する報酬、ファンドの登録、目論見書、約款、通知、格付機関、販売資料、届出書、または半期報告書および年次報告書の作成、翻訳、交付および印刷費用を含む、印刷、報告および公告費用、税務手数料または政府関係費用、受益証券の販売会社に支払われる受益者サービス費用および販売報酬、通貨換算手数料ならびに資産の購入および売却費用、利息、銀行手数料、売買委託手数料、郵送料、電話代およびテレックス代を含むファンドが支払うべき一切の費用を計上する。管理事務代行会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。

(中 略)

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

(中 略)

(d) UCITSまたはその他のUCIへの投資は、その最新の公式純資産額にて、または関連する管理事務代行会社によって提供されたその最新の非公式な純資産額(すなわち、一般に、ターゲット・ファンドの株式の申込および償還の目的で使用されないもの。)がその最新の公式な純資産額よりも新しく、かつ、管理事務代行会社が関連する管理事務代行会社によって使用されたかかる非公式な純資産額の評価方法が公式の評価方法よりも整合性を有することを十分に保証する場合には、その最新の非公式純資産額にて評価される。

かかるUCITSおよび/またはその他のUCIの株式または受益証券の純資産額について重大な変動を発生させ得た事由が、最新の公式な純資産額が計算された日以来発生した場合、かかる株式または受益証券の価額は、かかる価額変動を反映する目的で、管理会社の合理的な意見において、調整される。

(e) 手持現金または預金、手形および要求払約束手形および未収金、前払金、現金配当および未収利息の価額は、その全額を以って評価する。ただし、いずれの場合においても、全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため適切とみなされた割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。

(f) スワップは、原証券の直近終値に基づいて公正価値で評価される。

（中 略）

資産の重要な部分について、一または複数の価格情報源が評価額を管理事務代行会社に提供しなかった場合、管理事務代行会社は純資産価格を計算しないことができ、その結果、申込価格および買戻価格の決定が不可能になる場合がある。管理事務代行会社は、直ちに管理会社に当該状況が生じたことを知らせるものとする。管理会社は、本項の記載に従い純資産価格の計算の停止を決定することができる。

<訂正後>

（前 略）

ファンド証券1口当り純資産価格は、ファンドのため、管理会社が決定する該当通貨の小数点第二位で四捨五入することができる（1口当り純資産価格がすべて日本円のみで決定される円建クラスを除く。）。1口当り純資産価格の決定時に、ファンドの投資先の大部分の取引が行われているか、相場付けされる市場相場に重大な変更があった場合、管理会社は、ファンドのために、受益者およびファンドの利益を保護するため、該当評価日に受領したすべての申込みに対し、第一評価を取消し、第二評価を実施することができる。

（中 略）

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

（中 略）

(e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質、実際のまたは偶発的なファンドその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、設立費、管理会社、投資顧問会社または投資運用会社に支払われる報酬、サービス提供会社および役員、会計法人、保管銀行およびその取引銀行、所在地事務、登録事務および名義書換事務代行会社または支払代行会社および登録地における恒久的代理人に支払われる報酬ならびに費用(実費を含むがそれらに限定されない。)、証券取引所もしくはその他の規制ある市場における受益証券の上場に関し、もしくは相場獲得のため負担される手数料および費用、ルクセンブルグおよびルクセンブルグ国外における法律および税務顧問に対する報酬、ファンドの登録、目論見書、約款、通知、格付機関、販売資料、届出書、または半期報告書および年次報告書の作成、翻訳、交付および印刷費用を含む、印刷、報告および公告費用、税務手数料または政府関係費用、受益証券の販売会社に支払われる受益者サービス費用および販売報酬、通貨換算手数料ならびに資産の購入および売却費用、利息、銀行手数料、売買委託手数料、郵送料、電話代およびテレックス代を含むファンドが支払うべき一切の費用を計上する。管理会社または適法に権限を付与された代理人は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。

(中 略)

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

(中 略)

(d) 手持現金または預金、手形および要求払約束手形および未収金、前払金、現金配当および未収利息の価額は、その全額を以って評価する。ただし、いずれの場合においても、全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため適切とみなされた割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。

(e) スワップは、原証券の直近終値に基づいて公正価値で評価される。

(f) UCITSおよびその他のUCIへの投資は、その最新の公式純資産額にて、または関連する管理事務代行会社によって提供されたその最新の非公式な純資産額（すなわち、一般に、ターゲット・ファンドの株式の申込および償還の目的で使用されないもの。）がその最新の公式な純資産額よりも新しく、かつ、管理事務代行会社が関連する管理事務代行会社によって使用されたかかる非公式な純資産額の評価方法が公式の評価方法よりも整合性を有することを十分に保証する場合には、その最新の非公式純資産額にて評価される。

かかるUCITSおよび/またはその他のUCIの株式または受益証券の純資産額について重大な変動を発生させ得た事由が、最新の公式な純資産額が計算された日以来発生した場合、かかる株式または受益証券の価額は、かかる価額変動を反映する目的で、管理会社の合理的な意見において、調整される。

(中 略)

資産の重要な部分について、一または複数の価格情報源が評価額を管理事務代行会社に提供しなかった場合、管理事務代行会社は純資産価格を計算しないことができ、その結果、申込価格および買戻価格の決定が不可能になる場合がある。管理事務代行会社は、直ちに管理会社に当該状況が生じたことを知らせるものとする。管理会社は、本項の記載に従い純資産価格の計算の停止を決定することができる。かかる状況において、その責務に明白な過誤または過失がない場合、管理事務代行会社は、ファンドまたは受益者が被った損失に対し責任を負わない。

純資産価格の計算の誤りおよびファンドに適用される投資規則への不適合により発生した結果の訂正における投資家の保護については、2002年11月27日付金融監督委員会通達02/77（随時改正済）に規定される原則および規則が適用される。その結果、純資産価格の計算手続きに関連する管理事務代行会社の責任は、金融監督委員会通達02/77（随時改正済）に規定されるファンドに適用される許容範囲に限られる。

(5) その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

（前 略）

保管および業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および業務契約を解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

保管および支払事務代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の3か月以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および支払事務代行契約を解約することができる。

同契約のいかなる規定も、同契約の両当事者によりまたは両当事者のために署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができない。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

中央管理業務契約

中央管理業務契約は、当事者双方の合意により、いつでも改訂することができる。

各当事者は、相手方当事者に、その送達日または郵送日後3か月以内に当該解約の効力発生として、書面による通知を送達または郵便料前払いでの郵送することにより、同契約を解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

（後 略）

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

< 訂正前 >

(前 略)

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売取扱会社を通じて管理会社に随時請求する権利を有する。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に随時請求する権利を有する。

(後 略)

(3) 本邦における代理人

< 訂正前 >

(前 略)

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

< 訂正後 >

(前 略)

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 裁判管轄等

<訂正前>

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

（後 略）

<訂正後>

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することをファンドのために行為する管理会社は承認している。

（後 略）

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(イ) ファンド証券の名義書換

<訂正前>

ファンド証券の名義書換機関は、以下の通りである。

取扱機関 バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2535、エマニュエル・セルベ通り20番

（後 略）

<訂正後>

ファンド証券の名義書換機関は、以下の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1246、アルバート・ボルシェット通り2番

（後 略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

定款第3条の規定の通り、管理会社は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)に関する法律、規則および管理規定とその他の投資信託(「UCI」)との調整をはかる2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会通達(2009/65/EC)にしたがって認可されたUCITSの創設、販売、管理および運用を行う。

さらに一般的に、管理会社は、ルクセンブルグ大公国の2010年12月17日の投資信託に関する法律第15章、パート に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるアークス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、登録・名義書換および支払事務をバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパに委託している。

(後 略)

<訂正後>

定款第3条の規定の通り、管理会社の目的は、UCITS通達に従って認可されたUCITS、随時改正されるオルタナティブ投資信託運用者に関する2011年6月8日付欧州閣僚理事会の2011/61/EU通達の意義の範囲におけるAIFおよびその他のUCIの創設および管理を行うことである。さらに一般的に、管理会社は、常に2010年法第15章および別表 ならびにオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日の法律の別表 に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接的または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるアークス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務をノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド、ルクセンブルグ支店に委託しており、管理事務、登録事務および名義書換事務をノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイに委託している。

(後 略)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前 略)

2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ

(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」ならびに「管理事務、登録および名義書換ならびに支払事務代行会社」)

(1) 資本金の額

平成25年9月末日現在、31,500,000ユーロ(約41億5,391万円)

(2) 事業の内容

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ルクセンブルク法に基づき設立され存続しており、ジュネーブのバンク・プリベ・エドモンド・ロスチャイルド・エス・エーの子会社である。同社は、昭和63年10月24日にあらゆる種類の銀行業務を行う認可を受け、保管受託銀行として2010年法に基づき、投資信託に対する事務・保管サービスを行っている。

3. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

2. ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店
(Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch)(「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」)

(1) 資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店は、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドの支店である。ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドの資本金の額は、平成25年12月末日現在、142,292,483ユーロ(約196億円)である。

(注) ユーロの円貨換算は、平成26年7月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.80円)による。

(2) 事業の内容

保管受託銀行は、英国で設立された金融機関であり、その事務所をルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1246、アルバート・ボルシェット通り2番に置く。保管受託銀行の親会社は、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドであり、イリノイ州シカゴに本店を有し、1889年に設立された米国のグローバルな保管受託銀行であるノーザン・トラスト・カンパニーの英国の子会社である。保管受託銀行は、EU加盟国で設立された金融機関の支店として、ルクセンブルグ金融監督委員会に登録されており、随時改正される金融部門に関する1993年4月5日付ルクセンブルグ法第30条に従って、ルクセンブルグにおいて適合しており、認可されている。

3. ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)(「管理事務、登録事務および名義書換事務代行会社」)

(1) 資本金の額

平成25年12月末日現在、3,000,000ユーロ(約4億円)

(2) 事業の内容

ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、英国で設立された金融機関であり、1982年2月19日にルクセンブルグ法に基づき株式会社として、その事務所をルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1246、アルバート・ボルシェット通り2番に置く。

4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後 略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前 略)

2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ

(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」ならびに「管理事務、登録および名義書換ならびに支払事務代行会社」)

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ファンドの保管受託銀行に任命されている。

保管受託銀行または管理会社は、90日以上前に相手方に対して書面による通知を交付することによりいつでも、保管受託銀行の任務を終了させることができる。保管受託銀行の任務が終了された場合、管理会社は当該終了から2か月以内に、約款に基づき保管受託銀行の責任および職務を負う新たな保管者を任命する最善の努力を払う。新たな保管受託銀行が任命されるまでの間、保管受託銀行は、受益者の利益が良好に保持されるようあらゆる必要な措置を講じる。上記の終了がなされた後も、保管受託銀行の任務は、新たな保管者へのファンドのすべての資産の譲渡に必要とされる期間中は継続される。

第三者の保管者の選定および監督において詐欺、故意の不正行為または過失があった場合を除き、保管受託銀行は、管理会社および受益者に対し、かかる第三者の保管者の破産または支払不能に起因する損失につき責任を負わない。

保管受託銀行は、2010年法第1章に従って自己の職務および責任を負う。

ファンドの資産を構成するあらゆる現金、譲渡性のある有価証券およびその他の適格資産は、ファンドの受益者のために保管受託銀行により保有される。保管受託銀行は、当該資産の保管を銀行および金融機関に預託する。ファンドの現金および有価証券の保管に関して銀行の通常の職務を行う。保管受託銀行は、管理会社またはその任命した代理人からの指示を受けた場合にのみ、ファンドのためにファンドの資産を処分し、第三者に支払いを行う

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパはまた、ファンドの中央管理事務、特にファンドの受益証券の純資産価格の計算およびファンドの会計帳簿の維持ならびにファンドの受益証券の発行、買戻し、解約および名義書換ならびに受益者名簿の保管につき責任を負う。管理事務代行会社、登録事務・名義書換および支払事務代行会社として行為するバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、以下「管理事務代行会社」とも呼称される。

管理事務代行会社は、自己の義務の遂行にあたり、ブローカー、保管者または価格評価機関等のプライシング・ソースにより提供される情報に依拠するものとし、かかるプライシング・ソースにより提供される評価または決算報告書は、直近の入手可能な価格とみなされるものとする。管理事務代行会社は、上場されていない資産に関し、管理会社または管理会社により評価を授權されているいずれかの第三者により提供される評価に依拠することができる。

プライシング・ソース(すなわち、プライム・ブローカー、保管者、その他のブローカーまたは価格評価機関)により提供される評価または決算報告書は、管理事務代行会社がコントロールを行うことのない情報の中では最も信頼できる情報とみなされる。管理事務代行会社は、プライシング・ソースに起因する一切の評価の誤謬につき責任を負わない。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資に関する意思決定の裁量を有しない。保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドにとってサービス提供者であり、目論見書の作成につき責任を負わず、そのため、目論見書に含まれるいかなる情報の正確性についても責任を負わない。

3. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
(後 略)

<訂正後>

(前 略)

2. ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド、ルクセンブルグ支店
(Northern Trust Global Services Limited, Luxembourg Branch)(「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」)
保管受託銀行は、2010年法ならびに保管および支払事務代行契約に規定されたすべての職務を遂行し、具体的にはファンドの資産をその管理下で保有および保管する。
3. ノーザン・トラスト・ルクセンブルグ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(Northern Trust Luxembourg Management Company S.A.)(「管理事務、登録事務および名義書換事務代行会社」)
ファンドの管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務を行う。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
(後 略)